

2024年9月20日  
企業会計基準委員会

## 移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）

# 「金融商品会計に関する実務指針（案）」の公表

### コメントの募集

我が国においては、企業が投資する組合等への出資の評価に関して、当該組合等の構成資産が金融資産に該当する場合には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）に従って評価し、当該組合等への出資者である企業の会計処理の基礎とするとしております（移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第132項）。この点、金融商品会計基準は、市場価格のない株式について取得原価をもって貸借対照表価額とする（金融商品会計基準第19項）としていたため、企業が投資する組合等の構成資産が市場価格のない株式である場合、これらについても取得原価で評価することとなります。

当該定めに関して、近年、ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加しており、これらの非上場株式を時価評価することによって、財務諸表の透明性が向上し、投資家に対して有用な情報が開示及び提供されることになり、その結果、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されることが期待されるとして、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価するようにすみやかに会計基準を改正すべきとの要望が聞かれました。

こうした状況を受けて、企業会計基準諮問会議から提言がなされ、これを踏まえ、2023年12月に開催された第516回企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いの見直しを目的として会計基準の開発に着手することとし、検討を重ねてまいりました。

今般、2024年9月18日開催の第533回企業会計基準委員会において、移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、2024年11月20日（水）までに、電子メールにより下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないこと、寄せられたコメントについては、氏名又は名称を含め当委員会のホームページに原則として公開することを、あらかじめご了承ください。



記

電子メール：[vcfund\\_2024@asb-j.jp](mailto:vcfund_2024@asb-j.jp)

## **本公開草案の概要及び質問項目**

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読み頂きますようお願い申し上げます。

また、コメントをお寄せ頂く方の便宜のため、個別の質問項目を以下の概要に含めていますが、コメントの対象はこれらに限られるものではありません。さらに、すべての質問項目についてご回答頂く必要はありません。

### **■ 組合等への出資の会計処理（本公開草案第 132-2 項から第 132-4 項及び第 308-3 項から第 308-6 項）**

まず、対象となる組合等の範囲に関して、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等とそれ以外の組合等を明確に区分することは困難と考えられたため、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等を直接的に定義することは行わないこととした。一方、組合等の構成資産である市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するために、本公開草案では、組合等の範囲に関して、次の要件を設けることを提案している。

- (1) 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること
- (2) 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること

次に、本公開草案では、会計処理に関して、上述の(1)及び(2)の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができることを提案している。ここで、評価差額の持分相当額を当期の損益として処理するか又は純資産の部に計上するかについては、両者とも支持する意見が聞かれたものの、審議の結果、他の現行基準との内的整合性を重視する観点から、純資産の部に計上することを提案している。

さらに、範囲に含まれるすべての組合等を適用対象とするか、組合等の単位で選択できるようにするかについて、本公開草案では、組合等への出資者である企業が本公開草案第 132-2 項の定めを適用する組合等の選択に関する方針を定め、当該方針に基づき、組合等への出資時に本公開草案第 132-2 項の定めを適用するかどうか決定し、本公開草案第 132-2 項の定めを適用することとした組合等への出資の会計処理は、出資後に取りやめることはできないことを提案している。

また、本公開草案第 132-2 項の定めを適用する場合における組合等の構成資産である市場価格のない株式の減損処理について、本公開草案では、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価評価していることを踏まえ、市場価格のない株式等の減損処理に関する定め（金融商品実務指針第 92 項）に代わり、時価のある有価証券の減損処理に関する定め（金融商品実務指針第 91 項）に従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることを提案している。

### 質問 1（会計処理に関する質問）

本公開草案で提案している会計処理に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### ■ 注記事項（本公開草案第 132-5 項及び第 308-7 項）

企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）第 24-16 項は、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、時価の注記を要しないこととし、その場合、注記していない旨及び時価算定適用指針第 24-16 項の取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を注記することとしている。

本公開草案では、本公開草案第 132-2 項の定めを適用する場合には、これらの注記に併せて、当該定めを適用した影響を財務諸表利用者が理解できるように、次の事項を注記することを提案している。

- (1) 本公開草案第 132-2 項の定めを適用している旨
- (2) 本公開草案第 132-2 項の定めを適用する組合等の選択に関する方針
- (3) 本公開草案第 132-2 項の定めを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額

なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないことを提案している。

### 質問 2（注記事項に関する質問）

本公開草案で提案している注記事項に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### ■ 適用時期及び経過措置

##### ➤ 適用時期（本公開草案第 195-20 項及び第 357 項）

本公開草案第 132-2 項の定めを適用するにあたり、組合等への出資者である企業が定めた本公開草案第 132-2 項の定めを適用する組合等の選択に関する方針によっては、方針に合致するすべての組合等を対象として、その構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式の時価評価を行い組合等への出資者の会計処理の基礎とする準備を行うのに時間を要する可能性があると考えられる。このため、本公開草案では、十分な準備期間を確保するように、20XX 年 4 月 1 日 [公表から 1 年程度経過した日を想定している。] 以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することを提案している。

一方、本公開草案の検討は、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されること等を副次的な目的として開始されたものであり、できるだけすみやかに適用可能とすることへのニーズは一定程度あると考えられる。このため、本公開草案では、20XX 年 4 月 1 日 [公表後最初に到来する年の 4 月 1 日を想定

している。] 以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができることを提案している。

➤ **経過措置（本公開草案第 205-2 項及び第 358 項）**

本公開草案第 132-2 項の定めを適用するにあたり、組合等への出資者である企業が本公開草案第 132-2 項の定めを適用する組合等の選択に関する方針を定め、当該方針に基づき、組合等への出資時に本公開草案第 132-2 項の定め適用対象かどうか決定し、本公開草案第 132-2 項の定めを適用することとした組合等への出資の会計処理は出資後に取りやめることはできないことを提案している。ここで、組合等への出資者である企業が定めた方針に合致する組合等を過去に遡って決定することを求めるのは、実際には行っていなかった判断を事後的に求めることになることから、適切でないと考えられる。このため、本公開草案では、適用初年度の期首時点において、組合等への出資者である企業が定めた方針に基づいて本公開草案第 132-2 項の定めを適用する組合等を決定することを提案している。

次に、会計処理の遡及適用に関しては、市場価格のない株式の時価の算定には見積りの要素が多く含まれ、後知恵を利用せずに市場価格のない株式の時価を遡及的に算定することは実務上困難であると考えられること、及び過去に遡ってどの時点で時価のある有価証券の減損処理に関する定め（金融商品実務指針第 91 項）に基づく減損処理が必要であったか識別することは困難であると考えられることから、本公開草案では、遡及適用を求めず、適用初年度の期首から将来にわたって適用することとし、適用後の当期純利益等への影響が適切となるように、次の経過措置を設けることを提案している。

- (1) 適用初年度の期首時点において、本公開草案第 132-2 項の定めを適用する組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。この場合、適用初年度の期首時点での評価差額の持分相当額を適用初年度の期首のその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減する。
- (2) 適用初年度の期首時点において、本公開草案第 132-2 項の定めを適用する組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価のある有価証券の減損処理に関する定め（金融商品実務指針第 91 項）に従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。この場合、減損処理による損失の持分相当額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。

**質問 3（適用時期及び経過措置に関する質問）**

本公開草案における適用時期及び経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ **その他**

**質問 4 (その他)**

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

以 上